次

宮

目

示

告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

介護に係る障害者自立支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとさ

○肥料の登録の失効

○道路の供用開始 (三件)

○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

公安委員会

県 公

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○道路の区域変更 (六件)

制に関する条例に基づく公団等の指定)の一部改正

○土地改良区役員の退任の届出

(登米地方振興事務所) (栗原地方振興事務所)

六 六 五 五

平成二十年一月十八日

(建築宅地課)

六

事

業

所

番

号

事業所の名称及び所在地

六

〇四 | 五三〇〇三九

- 九十 仙台市若林区沖野七丁目九沖野訪問介護サービス

公 告

○開発行為に関する工事の完了

宮 城

(都市計画課)

同

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○土地改良事業の工事の完了の届出

金曜日

〇平成十六年宮城県告示第八百六十三号(風致地区内における建築等の規

○肥料の登録有効期間の更新

れた事業者

○肥料の登録事項の変更

(1) の実施

○障害者自立支援法施行規則第三十四条の七第二項の規定による重度訪問

(農産園芸環境課)

同

税 (障害福祉課) 務 課

> 株式会社遠藤油店 代表取締役 遠藤淳七郎

ページ

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所等の所在地

平成十九年十一月二日

指定取消しの年月日

宮城県知事

村

井

浩

○宮城県告示第三十六号 遠田郡涌谷町字渋江三三五番地

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

居宅介護 ビスの種類指定障害福祉サー 設置者名 一月一 日 日 日 年 指定年月日

所在地の名称及び 電気工事 有限会社沖野

○宮城県告示第三十七号

(道

路

課

同

五

(農村振興課)

同 同

〇四一五三〇〇三九

事

業

所

番

号

り障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項に規定する重度訪問介護に係 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十四条の七第二項の規定によ

号の規定により告示する。

る指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定を受けたものとされたので、

同法第五十一条第

宮城県知事 村 井 嘉 浩

設 置 者 名 指定年月日

有限会社沖野電気工事 $-\Psi$ 月成 日十年

示

告

行

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号

電話 022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

○宮城県告示第三十五号

のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十年一月十八日

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第百四十九条の三第二項の規定により、

次

第1925号	平成2	20年	1月1	8日	金曜	日	宮	,	城	県		公	報	Ž							(2)
	た。 平 成 二 十 年	肥料取締法 (○宮城県告示第四十号	第三四一号	第三四〇号	第三三九号	(宮城県)	登録番号		平成二十年	録事項に係る変	肥料取締法 (○宮城県告示第三十九号	十平 二成 月十 門四 四日	十平 月成 十十 日九 年	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	更新手引		平成二十年	録の有効期間の更新をした。	一門科取締去(昭和二十〇宮城県告示第三十八号	
	平成二十年一月十八日	昭和二十五年法	四十号	肥料がシウム	消石灰	消石灰	月米公禾类	巴科の重領		平成二十年一月十八日	録事項に係る変更の届出があった。	昭和二十五年法	三十九号	第四三五号	第四四六号	(宮城県)	登録番号		平成二十年一月十八日	更新をした。	昭和二十五手去	
		律第百二十七号)		ウム肥料 シープラス ラス ラス ラス 大阪 カルシ	6 5 消石灰	7 0 消石灰	月米の名	巴科の名が			Ις	律第百二十七号)		肥料家きんふん	副産石灰肥料	月米公禾类	巴科の重領			1	半第 百二十七号ン	
宮城県知事		(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、		シ			名	生				肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、		有機肥料1号	号石灰南三陸1	月 米 () 千	巴科の名が	宮城県知事		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	肥料収締去(昭和二十五手去津第5二十七号)第十二条第二頁の現定こより、宮城県告示第三十八号	
事 村					公中田町字がル工業㈱		及	産業者ので	事 村			の規定によ		= .	1 89	窒素全量		事村		() 	の規定 こよ	
井		次の肥料の登録は、			だノ下十三量		住	氏名又は	茅							里りん酸全量	保証成分量	井嘉				
浩		録は、失効し							浩			次のとおり肥料の登		= 0		加里全量	分量 (%)	浩		; ; ; ;	欠のとおう肥料の登	
		υ 			在地主たる事務所の所		変更事項					登 ——		0	四五・〇	里アルカリ分				-	登 ———	
							坦							項最含 は大有 公量を	項最含は大有							
					号仙台市青葉区上杉一丁目八番十九		変更前	変更の						公定規格のとおり。 全量及びその他の制限事	公定規格のとおり。 にを許される有害成分の	一	その也の見各					
								あった事項						片倉チッカリン㈱	遠藤文吾		生産業者の氏名					
					番地一仙台市太白区中田町字杉ノ下十三		変更後							(株) 東京都千代田区九段北一	大久保百六十八大久保百六十八		4 生産業者の主所					
					五月二十四日		3 5 4 月	50000000000000000000000000000000000000						二平 月二十 十五 日	十平 一月十二 十二年	7 9 1	与 助 明 艮					

第192	5号
八月二十日 二十日 年	失効年月日
第三一八号	(宮城県)
魚かす粉末	肥料の種類
末 0魚かす粉	肥料の名称

窒素全量

りん酸全量

加里全量

アルカリ分

その他の規格

又 は 名 称生産業者の氏名

生産業者の住所

保証成分量(%)

八 〇

新実水産工業㈱

多賀城市栄一丁目七番四十号

○宮城県告示第四十一号

和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定 により次のとおり縦覧に供する。 県営東大崎地区土地改良事業 (経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法 (昭

訴えを提起することができる。 日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの 八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第 る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事 なお、 この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

縦覧期間 土地改良事業変更計画書の写し

宮

平成二十年一月十八日から平成二十年二月十五日まで

Ξ 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四十二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県仙台東

変更したので告示する。

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

道路の種類 県道

> 宮城県知事 村 井 嘉 浩

路 線 名 奥松島松島公園線

Ξ 道路の区域

同町磯崎字磯崎二番一〇地先まで	ら宮城郡松島町高城字町東二二○番三地先か	変更の区間
後	前	前変 更 後の
一〇・八~ 二七・四	0・六~	敷 地 の 幅 員
0.0	0 • О	敷 地 の 延 長

○宮城県告示第四十三号

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県仙台東

平成二十年一月十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 \equiv 路 線 名 塩釜七ヶ浜多賀城線

道路の種類

Ξ 道路の区域

二〇・五	- 五·八 - 二 - 六 六	後	同町吉田浜字野山五番二七七地先まで
二〇:五	五一八八八	前	もから、宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山五番二七七地
三八・〇		後	同町吉田浜字宮前一一番地先まで
三八・〇	九・五	前	宮城郡七ヶ浜町字宮前二九番一地先から
敷地の延長	敷 地 の 幅 員	前変 更 後の	変更の区間

変更したので告示する。

○宮城県告示第四十四号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大河原

平成二十年一月十八日

道路の種類

路 線名 碁石富岡線

Ξ

道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉

浩

同町大字支倉字金田四三番二〇地先まで	もから 柴田郡川崎町大字支倉字川口前六一番三地	同町大字支倉字塩沢二〇番三地先までがら	から、柴田郡川崎町大字支倉字日向五七番一地先	変更の区間
後	前	後	前	前変 更 後の
三二五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	一、五十八			敷 地 の 幅 員
一、六五〇・〇	一、六五〇・〇	六六〇・〇	六六〇・〇	敷 地 の 延 長

○宮城県告示第四十五号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県石巻土

木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

Ξ

道路の区域

路

線

名

河南鳴瀬線

更 の X 間 前変 更 後の 敷 (地 (デ イの · ト幅 員 敷

(地

ヹ゚゚ゕ

· ト延 ル 長

変

○宮城県告示第四十六号

同市大塩字中沢一三七番一地先まで 東松島市大塩字中沢一三七番一地先から

後

四・六

前

= | = | - | | O

四・六

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大河原

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路 線 名 寄井蔵王線

道路の区域

Ξ

先まで	同町大字沼辺字竹の内前一二〇番一地九番二地先から	柴田郡村田町大字沼辺字竹の内前三〇	変更の区間
B B	Α	前 A	前変 更 後の
九 五 -五 五	 四五 	一〇: 四五: 〇	(メートル)敷地の幅員
九七・五 いう。	- 0五・0	- 0五・0	(メートル)敷地の延長
いう。 り う。 り え	を	 3 * 上 * 記	備考

○宮城県告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大河原

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十年一月十八日

道路の種類

路 線 名 半田山下線

Ξ 道路の区域 宮

同市藤田字峠一六四番二地先まで 角田市藤田字峠二番一地先から 変 更 ത X 間 前変 更 後の 後 前 敷 五 〇 三 〇 〇 六・〇~ 三六・五 ~地 **イ**の · ト幅 員 敷 (地 ヹ゚゚ゕ _ | | | | · ト延 ル 長

○宮城県告示第四十八号

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大河原

平成二十年一月十八日

土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県	種道 路
道	類の
宿南線蔵	路
王七	線
ケ	名
同町柏木山二九三番一地先まで刈田郡七ヶ宿町字柏木山二九五番四地先から	供用開始の区間
平成二十年	供用開始年月日

○宮城県告示第四十九号

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道 路 道 類の 寄井蔵王線 路 線 名 同町大字沼辺字竹の内前一二〇番一地先までから、柴田郡村田町大字沼辺字竹の内前三〇九番二地先 供 用 開 始 の X 間 平成二十年 供用開始年月日

○宮城県告示第五十号

(5) 開始するので告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

> 土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十年一月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原

平成二十年一月十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県	種道
	路
道	類の
半田田	路
由山下	線
線	名
同市藤田字峠一六四番二地先まで角田市藤田字峠二番一地先から	供用開始の区間
平成二十年	供用開始年月日

○宮城県告示第五十一号

平成十六年宮城県告示第八百六十三号(風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく公

団等の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年二月一日から施行する。

平成二十年一月十八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

○宮城県告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十年一月十八日

施行者の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

栗原市

都市計画事業の種類及び名称

1

種類

築館都市計画道路事業

2

三・四・四号 一迫南線

Ξ

事業施行期間

兀

平成十九年二月六日から平成二十四年三月三十一日まで

1 収用の部分

平成十九年宮城県告示第百十三号の事業地を変更する。

2

使用の部分

〇宮城県告示第五十三号

平成二十年一月十八日

改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、小山田川沿岸土地

退任した者

宮城県栗原地方振興事務所

所 長 千 葉 宇 京

○宮城県告示第五十四号

日平成十九年十二月二十六

菅

原 正

賢

栗原市瀬峰藤沢字柴ノ脇十番地

理

事

退 任 年 月 日

氏

名

住

所

役職名

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土

平成二十年一月十八日

地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

宮城県登米地方振興事務所

所 長 佐 々 木 孝

行

平成十九年三月十六日	付金事業元気な地域づくり交	山成地区	登米市
工事完了年月日	事業の名称	地区名	届出者の名称

公 告

○都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工 に係る開発行為は、平成二十年一月八日その工事を完了した。 平成二十年一月十八日

地域の名称 工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

> 遠田郡美里町北浦字谷地百二番一、 宮城県知事 村 井 嘉 百三番一及 浩

2

び百四番ー

開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

=

遠田郡美里町北浦字谷地百一番地

有限会社みどりのふるさとファー

公 安 委 員 会

〇宮城県公安委員会告示第2号

教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導

平成20年 1月18日

宮城県公安委員

委員 加

檶

E

₿

丰

講習に係る警備業務の区分及び実施期日

警備業務の区分

 \equiv 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)

2 実施期日

時30分から午後3時50分まで、同月15日は午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時35 平成20年2月13日(水)から同月15日(金)までの3日間(同月13日及び同月14日は午前9

2 実施場所

分から修了考査を実施する。)

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会 電話022 - 371 - 0310

受講定員

ω

40人

4 受講対象者

業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警 員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備 備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であっ 受講申込日において、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備

次のいずれかに該当するもの

最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

'n 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)

0

に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- 継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの いう。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」と
- 業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委 .会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備
- 9 警備業務に従事しているもの 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2

5

 \equiv 申込み受付期間

報

9時から午後5時00分まで) ただし、先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります 申込書の提出先 平成20年1月22日(火)から2月4日(月)まで(土・日曜日を除く。)の10日間(毎日午前

宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けません。

 $\widehat{\omega}$

提出書類

A

警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

資格者証又は修了証明書の写し1通

宮

受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面1通

Ð

前記 4(1)に該当する者

備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警

 Ξ 前記 4(2)に該当する者

級検定の合格証明書の写し

前記 4(3)に該当する者

Ŧ 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3

|警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

前記 4(4)に該当する者

1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(7)

<u>F</u> 前記 4 (5)に該当する者

以上3号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書 旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年

代理人が提出する場合は本人からの委任状

4 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき

の宮城県収入証紙により申請時に納付してください。

講習の委託先

なお、既納の受講手数料は、還付しません。

6

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会

やの句

内線3033) 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活安全企画課(電話番号022 - 221 - 7171